

相 談 事 例

ID : 04-07-018

相談タイトル

国土調査時点の誤った境界確定の修正について

Q：ご相談内容

従前、国土調査が行われたときに、当時は親戚であった隣接地の境界確定について、相談者の代理人（母親）が立会いを行い、自分の敷地側に誤って確定杭を入れ位置の了解をしてしまった。現在、隣の土地が売りに出され第三者の方が購入してしまったが正規の位置に境界（杭）を入れ直したいと考えている。弁護士に頼まないとならないのか、行政に確認したところ、国土調査は終わってしまっているのので、今から変更することは出来ないと言われている。

A：回答

国土調査の事業としては完了し、国土調査の成果が確定しているとする、今から、事業のなかで修正を行うことは出来ません。
隣の土地所有者の方が、相談者の方の申出を理解してくれ、相談者の方が言う正規の位置に境界杭を移動することを了解してくれるのであれば、土地家屋調査士等を頼み、移動した位置での測量図等を作成し、隣の方の土地も含め法務局に地図訂正及び地積更正の登記を行う事により、正規な位置（相談者の方が主張される）へ戻す事が可能となります。